業 務 仕 様 書

業 務 名　町営住宅火災警報器設置（2 期）業務

業務場所　琴浦町大字赤碕ほか

業務期間　平成 20 年 10 月　　日～平成 21 年 1 月 30 日

業務対象　町営住宅 81 戸・改良住宅 14 戸

八幡第２団地	3 DK	8 戸（熱感 1 ヶ・煙感 4 ヶ／戸）
みどり団地	3 DK	10 戸（熱感 1 ヶ・煙感 4 ヶ／戸）
松ヶ丘団地	3 DK	20 戸（熱感 1 ヶ・煙感 4 ヶ／戸）
船望台団地	3 DK	16 戸（熱感 1 ヶ・煙感 4 ヶ／戸）
	4 DK	4 戸（熱感 1 ヶ・煙感 5 ヶ／戸）
南荒神団地	3 DK	17 戸（熱感 1 ヶ・煙感 4 ヶ／戸）
駅前団地	3 DK	6 戸（熱感 1 ヶ・煙感 4 ヶ／戸）
出上団地	4 DK	2 戸（熱感 1 ヶ・煙感 5 ヶ／戸）
成美団地	4 DK	12 戸（熱感 1 ヶ・煙感 5 ヶ／戸）
計		95 戸　　95 ヶ　　398 ヶ

業 務 仕 様

1）　各住宅の D.K に熱感知方式の住宅用火災警報器、その他の居室とメゾネットタイプ住宅の階段室上部に煙感知方式の住宅火災警報器（以下火災警報器という。）を取付ける。

2）　火災警報器の仕様は、次表のとおりとする。

規　　格	日本消防検定協会鑑定基準合格品	
感 知 方 式	煙感知方式（光電式 2 種）	熱感知方式（定温式 65℃相当）
電　　源	リチウム電池（電池寿命約 10 年を有するものに限る）	
警 報 音 量	70dB/m以上、1 分間以上継続して警報を発生する	
自動試験機能	有	
電池寿命警報機能	有	
自動復旧機能	有	
警報停止機能	有	
形状、重量	外径若しくは長辺 125mm 以下、150ｇ以下（電池含む）	
取付け方法	ビス等により容易に取付けできるもの	

3）　火災警報器の取付け位置は、火災警報器の仕様及び消防法令によるものとするが、別の理由で設置が困難な場合は、建設課住宅係担当者（以下監督員という。）と協議し指示を受けること。

・　天井設置　壁、梁から 0.6m 以上、換気扇・エアコン吹き出し口から 1.5m 以上離す。
・　壁 設 置　天井から下方 0.15m 以上 0.5m 以内の位置、換気扇・エアコン吹き出し口から 1.5m 以上離す。

4）　住宅の入居者に対して火災警報器を設置する旨の周知は、建設課住宅係に於いて通知するが、取付け日時等各戸への連絡・調整は、受託者において行うものとする。

5）　設置業務に先立ち、主任設置作業員氏名、業務予定表、設置器具仕様書を監督員に提出し、承諾を得ること。

6）　火災警報器の取付けで発生する粉塵等は、受託者において掃除し取除くこと。

7）　各戸に火災警報器を取付けた後、設置したことの確認の証として設置済証（様式は自由）を記入又は確認印を押印してもらい、入居者に取扱説明書を渡し必要に応じ説明を行うこと。

8）　各月終了時に業務の進捗状況（様式は自由）を監督員に提出すること。

9）　業務完了後に、業務報告書（様式は自由、住戸別の取付け日時・取付け個数を記載したもの）、取扱説明書（コピー可）、保証書（製造者又は販売者及び受託業者連名で保証期間明記のもの）、火災警報器具確認写真（2～3 枚程度）、作業状況、取付け状況写真（各団地 2 戸［4 枚］程度）、取付け前・後写真（各団地 2 戸［4 枚］程度）をファイルに綴り提出すること。

１０）　その他、業務に関して疑義がある場合は、監督員と協議すること。